

ウイルス検知・駆除サービス利用規約

実施 平成13年8月7日

目次

第1章 総則

- 第1条 本規約の目的
- 第2条 本規約の範囲
- 第3条 本規約の変更
- 第4条 定義

第2章 本サービスの提供

- 第5条 本サービスの提供範囲
- 第6条 提供区域

第3章 本サービスの利用申込

- 第7条 契約の単位
- 第8条 本サービスの利用申込
- 第9条 利用申込の承諾
- 第10条 本サービスの内容変更

第4章 禁止行為

- 第11条 営業活動の禁止
- 第12条 著作権等

第5章 利用中止等

- 第13条 利用中止
- 第14条 利用停止
- 第15条 利用中断
- 第16条 当社による契約解除
- 第17条 利用者による契約解除
- 第18条 契約終了後の措置
- 第19条 利用の制限

第6章 料金

- 第20条 料金
- 第21条 利用料金の支払い義務

第7章 損害賠償

第22条 責任の制限

第8章 雑則

第23条 利用に係る契約者の義務

第24条 設備等の準備

第25条 ウイルス検知・駆除契約に基づく権利の譲渡の禁止

第26条 個人情報の取扱

第27条 法令に規定する事項

第28条 分離性

第29条 準拠法

第30条 紛争の解決

料金表

通則

第1 利用料金

附則

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 本規約は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するウイルス検知・駆除サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について定めます。

2 ウイルス検知・駆除契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 本サービスについて本規約で定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款が適用されるものとします。

3 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知（オープンコンピュータ通信網サービスに係るホームページ（<http://www.ocn.ne.jp>）での掲載を含みます。以下同じとします。）する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。

2 本規約の変更は、契約者に通知された時に効力を生じるものとします。

(定義)

第4条 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

用語	定義
1 ウイルス検知・駆除サービス	<p>当社が、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、電子メールメッセージの添付ファイル又はメール本文に含まれるコンピュータウイルスを検知、駆除するサービスをいいます。</p> <p>2 コンピュータウイルス(又は単に「ウイルス」) 第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、次の機能を一つ以上有するもの。</p>
2 コンピュータウイルス(又は単に「ウイルス」)	<p>第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、次の機能を一つ以上有するもの。</p> <p>(1) 自己伝染機能 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし又はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能。</p> <p>(2) 潜伏機能 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能。</p> <p>(3) 発病機能 プログラム、データ等のファイルの破壊を行ったり、設計者の意図しない動作をする等の機能。</p>
3 電子メール	<p>メールアドレスを使用してIP通信網サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。</p>
4 ウイルス検知・駆除契約	<p>当社からウイルス検知・駆除サービスの提供を受けるための契約</p>

5 ウイルス検知・駆除契約者	当社とウイルス検知・駆除契約を締結している者
6 ウイルスパターンファイル	コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの
7 IP通信網サービス取扱所	当社が定めるIP通信網サービス契約約款第3条5に規定するIP通信網サービス取扱所
8 第2種契約者等	当社と、当社が定めるIP通信網サービス契約約款に定める第2種契約（当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款附則（平成15年2月21日経企第1302号）に規定する特別第2種契約者を含みます。）、第3種契約（臨時第3種契約のものを含みます。）、第6種契約、第7種契約、第8種契約、第1種データ着信契約及び第2種データ着信契約（当社が別に定めるものに限ります。）
9 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
10 自営端末設備	ウイルス検知・駆除契約者が設置する端末設備

第2章 本サービスの提供

（本サービスの提供範囲）

第5条 当社は、本サービスに係るメールアドレスに送信（特別第2種契約者に係る当社が定めるメールアドレスに限ります。）および、受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェア（以下、「本ソフト」といいます。）を用いてウイルスの検知及び駆除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

2 本サービスは、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、電子メール又は自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知、駆除可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/support/>

3 送信に係るウイルスの検知及び駆除を行う際には、当社が別に定める設定に基づき利用していただく必要があります。

(提供区域)

第6条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第3章 本サービスの利用申込

(契約の単位)

第7条 当社は、第2種等契約者に係る1のメールアドレスにつき、1のウイルス検知・駆除契約を締結します。

(本サービスの利用申込)

第8条 本サービスの提供を受けることを希望する者は当社指定の方法により、当社に申し込むものとします。

2 当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

3 前2項の規定にかかわらず当社がOCN SphereダイヤルアップIP接続サービス利用規約の第9条オプションサービス契約により締結しているウイルスチェックメール契約は、当社が別に定める日において、それぞれ、本サービスへ契約移行したものとします。

(利用申込の承諾)

第9条 当社は本サービスの申込みがあった場合には、原則受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、利用申込者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用申込を承諾しないことがあります。

(1) 利用申込者が実在しないとき又はそのおそれがあるとき

(2) 本サービスの利用申込者が第2種等契約者でないとき

(3) 利用申込書等に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがあるとき又は添付書類に不備があるとき

- (4)本サービスの申込みをした者が I P 通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき
- (5)第12 条（著作権等）に違反するおそれがあるとき
- (6)過去に第14 条（利用停止）又は第16 条（当社による契約解除）の処分を受けたことがあるとき
- (7)第23 条（利用に係る契約者の義務）に違反するおそれがあるとき
- (8)本サービスを提供する当社の電気通信設備上又は業務運営上その申込を承諾することが著しく困難なとき
- (9)その他、利用申込者が本サービスを利用することについて不相当であるとき。

3 利用申込の承諾後であっても、利用申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことがあります。

（本サービスの内容変更）

第10 条 当社は、必要に応じて契約者の許諾を得ることなく、本サービスの内容変更を行うことができるものとします。かかる変更は契約者に通知された時に効力を生じるものとします。

第4章 禁止行為

（営業活動の禁止）

第11 条 契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービス又はその準備を目的とした利用をすることが出来ません。

（著作権等）

第12 条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。）に関する著作権（著作権法第27 条及び第28 条の権利を含む）及び著作者人格権（著作権法第18 条から第20 条の権利をいう）特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社が別に定める者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

- (1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと
- (2)複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
- (3)営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
- (4)当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと

（注）本条及び第15 条に規定する当社が別に定める者とは、トレンドマイクロ株式会社とします。

第5章 利用中止等

（利用中止）

第13条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 第2種等契約者に係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき
- (4) 当社が設置する電気通信設備又は本ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき
- (5) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合
- (6) その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断したとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第14条 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの利用を停止する事があります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) IP通信網サービスに係る料金の支払いがないとき
- (3) 第10条（利用申込の承認）第2項の各号に該当したとき
- (4) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- (5) 第11条（営業活動の禁止）、第12条（著作権等）又は第23条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき
- (6) 前5号のほか、この規約に反する行為であって、本サービス又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (7) 当社に損害を与えたとき
- (8) その他、契約者として不適当なとき

2 当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用中断)

第15条 当社は、次の場合、本サービスについて利用中断（一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同じとします。）を行うこととします。

- (1) 本ソフトを提供する、当社が別に定める者が事業を休止したとき
- (2) 当社に付与された本ソフトに係るライセンスが終了又は失効したとき
- (3) 当社が第三者から本ソフトが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告を受けたとき
- (4) 本ソフトに起因する障害等により、本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して利用することが著しく困難であるとき
- (5) その他本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難なとき

ただし、契約者から第17条に従いウイルス検知・駆除契約の解除の通知があったときは、この限りであり

ません。

2 当社は、前項の規定により、利用中断しようとするときは、あらかじめ、契約者にそのことを通知します。

(当社による契約解除)

第16条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知したうえで催告なくウイルス検知・駆除契約を解除できるものとします。

(1) 第14条に定める利用停止後も、契約者が第14条第1項の各号に定める事実を解消しないとき。但し、当社は、第15条第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないでウイルス検知・駆除契約を解除できるものとします。

(2) 第15条で定める利用中断の期間が、利用中断をした日から起算して1年間を経過したとき。この場合、当該1年間を経過した日において、ウイルス検知・駆除契約は解除されたものとして取り扱います。

(3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

(利用者による契約解除)

第17条 契約者は、当社所定の方法で当社に届け出ることにより、ウイルス検知・駆除契約を解除できるものとします。

(契約終了後の措置)

第18条 本規約の定めに従い、ウイルス検知・駆除契約が解除され又は終了した場合、利用者は、本サービスを一切利用できないものとし、当社の指示に従い、本サービス利用終了にかかる手続きを行うものとします。

2 契約者は、契約終了の月までに発生した本サービス使用料を含む、本サービス使用に関連し発生した当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払うものとします。なお当社は、既に支払われた本サービス使用料については一切払い戻し致しません。

3 ウイルス検知・駆除契約が解除され、又は終了した場合でも、第12条（著作権等）、本条（契約終了後の措置）、第22条（責任の制限）、第26条（個人情報取扱）、第29条（準拠法）、第30条（紛争の解決）については、効力を有するものとします。

(利用の制限)

第19条 当社は、IP通信網サービス契約約款第77条（通信利用の制限）があったときは、本サービスの

制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する事をいいます。）を行なうことがあります。

第6章 料金

（料金）

第20条 当社が提供する本サービスの料金は、料金表第1表（料金）に規定する利用料金とします。

（利用料金の支払い義務）

第21条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（そのウイルス検知・駆除契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額料金の日割額（この場合1ヶ月を30日とみなします。）の合計額
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスに関する料金
3 本サービスの利用中断をしたとき	利用中断をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

- 4 当社は、必要に応じて、契約者の承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる変更は契約者に通知された時に効力を生じるものとします。
- 5 当社が適宜契約者に提供する新しい利用料金については、当社より契約者に通知するものとします。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

- 第22条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額料金の日割額（この場合1ヶ月を30日とみなします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 4 当社は、本サービスの利用により生じる結果又は本規約に従って行った行為の結果について、契約者その他のいかなる者に対しても、本サービスの提供に必要な設備・ソフトウェアの不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。
- 5 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、前4項の規定は適用しません。

第8章 雑則

(利用に係る契約者の義務)

- 第23条 契約者は、次のことを守っていただきます。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (10) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと

2 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(設備等の準備)

第24条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他の設備を保持し管理するものとします。

2 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線の利用料金は、本サービスの利用料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとします。

(ウイルス検知・駆除契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第25条 契約者がウイルス検知・駆除契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(個人情報の取扱)

第26条 契約者は本サービスの提供又は本人の確認のため、当社が定めた情報の登録を行うものとします。

2 当社は、前項の情報及びその他の契約者に関する情報を、以下の各号に該当する場合には一切の責任を負うことなく、第三者に開示又は提供できるものとします。

- (1) 法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合
- (2) 開示又は提供につき、契約者の同意を得た場合
- (3) 契約者に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合
- (4) 契約者に対する本サービス提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合
- (5) その他、本サービスの運営に必要な場合

(法令に規定する事項)

第27条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(分離性)

第28条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第29条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第30条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議

し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う利用料金は料金月（1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(1) 料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始又は契約の解除があったとき。

(2) 料金月の初日に本サービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。

(3) 第21条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。

3 利用料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第21条第2項の表の1欄に規定する料金の算出にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

6 当社は、料金計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

7 契約者は、利用料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

8 利用料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2月以上の利用料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10 当社は、利用料金について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 10 に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

11 第21 条 (利用料金の支払義務) その他この規約により料金表に定める料金は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(延滞利息)

12 第21 条 (利用料金の支払義務) その他本規約により料金表に定める料金 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として契約者に支払っていただきます。

第1 利用料金

1-1 適用

(1) ウイルス検知・駆除サービスの利用料金については、メールアドレスごとに適用します。

(2) 当社は、契約者が当社が定めるIP 通信網サービス契約約款第3 条に規定する第2 種契約者 (当社が別に定めるIP 通信網サービス契約約款附則 (平成15 年2 月21 日経企第1302 号) に規定する特別第2 種契約者を含みます。) であった場合には、第21 条 (利用料金の支払い義務) の規定に関わらず、本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、利用料金の支払いを要するものとします。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、利用料金の支払いを不要とします (但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります)。

(3) 本欄(2)の場合において、当社は、料金表通則2の規定に関わらず利用料金を日割しません。ただし、第21 条 (利用料金の支払義務) 第2 項第2 号の表の規定に該当する場合はその限りではありません。

1-2 料金額

区分	単位	利用料金
ウイルス検知・駆除サービス	メールアドレスごとに月額	200 円 (税込 216円)

(削除)

附 則

この規約は、平成13 年8 月7 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

附 則 (平成16年4月16日コO 第50号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16 年4月30 日から実施します。

(経過措置)

2 平成16年5月1日から平成16年6月30日までの間に、第2種契約者がその第2種契約に係るメールアドレスについての本サービスの申込みを当社が承諾した場合は、本サービスを開始した日から翌料金月までについて、料金表第1の1-2(料金額)に

規定する利用料金の額について適用しません。

3 本サービスの契約者が、当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款の附則 コO第50号(平成16年4月16日)の2又は3の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者(当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款に定める第1種ドットフォン契約を締結している者に限ります。)である場合、当社が別に定める料金月からの4料金月について、料金表第1の1-2(料金額)に規定する利用料金の額について適用しません。

4 前項の規定の適用を受けることができる本サービスは、1契約者につき1までとします。

附 則 (平成16 年6 月16 日コO 第231 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 平成16 年7月1日から平成16 年7月31 日までの間に、第2種契約者がその第2種契約に係るメールアドレスについての本サービスの申込みを当社が承諾した場合は、本サービスを開始した日から翌料金月までについて、料金表第1の1-2(料金額)に規定する利用料金の額について適用しません。

3 コO第50号(平成16年4月16日)の附則2の規定に定める料金の適用を受けた契約者については、この附則の2に規定する料金は適用しません。

4 本サービスの契約者が、当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款の附則 コO第231号(平成16年6月16日)の2又は3の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者(当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款に定める第1種ドットフォン契約を締結している者に限ります。)である場合、当社が別に定める料金月からの4料金月について、料金表第1の1-2(料金額)に規定する利用料金の額について適用しません。

5 コO第50号(平成16年4月16日)の附則3の規定に定める料金の適用を受けた契約者については、この附則の4に規定する料金は適用しません。

6 この附則の4に係る規定の適用を受けることができる本サービスは、1契約者につき1までとします。

附 則 (平成16年7月21日コO 第405号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成16年8月1日から平成16年10月31日までの間に、第2種契約者がその第2種契約に係るメールアドレスについての本サービスの申込みを当社が承諾した場合は、本サービスを開始した日から翌料金月までについて、料金表第1の1-2(料金額)に規定する利用料金の額について適用しません。

3 この附則の2、コ0第50号(平成16年4月16日)の附則2又はコ0第231号(平成16年6月16日)の附則2の規定に定める料金の適用を受けた契約者については、この附則の2に規定する料金は適用しません。

4 本サービスの契約者が、当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款の附則コ0第405号(平成16年7月21日)の3又は4の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者(当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款に定める第1種ドットフォン契約を締結している者に限ります。)である場合、当社が別に定める料金月からの4料金月について、料金表第1の1-2(料金額)に規定する利用料金の額について適用しません。

5 この附則の4、コ0第50号(平成16年4月16日)の附則3又はコ0第231号(平成16年6月16日)の附則4の規定に定める料金の適用を受けた契約者については、この附則の4に規定する料金は適用しません。

6 この附則の4に係る規定の適用を受けることができる本サービスは、1契約者につき1までとします。

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

8 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成17年9月6日コ0 第533号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年9月14日から実施します。

附 則 (平成20年2月29日NOS701204)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成20年3月1日から平成20年5月31日までの間に、第2種契約者が本サービスの申込みを当社が別に定める方法による場合において行い当社が承諾した場合は、本サービスを開始した日から翌料金月までについて、料金表第1の1-2(料金額)に規定する利用料金の額について適用しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成20年9月29日NOS 第800616号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(損害賠償に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成21 年5 月26 日NOS900118)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21 年6 月1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成22 年11 月16 日NOS000775)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 11 月 19 日から実施します。

附 則 (平成25 年9 月26 日ACサ300722)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

附 則 (平成25 年11 月22 日ACサ300922)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 9 日から実施します。

附 則 (平成26 年3 月11 日ACサ30016)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則 (平成26 年8 月18 日ACサ400702)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 25 日から実施します。

附 則 (平成 27 年 8 月 27 日 A C サ 500571)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 31 日から実施します。